

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成29年10月12日(2017.10.12)

【公開番号】特開2015-91772(P2015-91772A)

【公開日】平成27年5月14日(2015.5.14)

【年通号数】公開・登録公報2015-032

【出願番号】特願2014-179539(P2014-179539)

【国際特許分類】

A 6 1 K	36/53	(2006.01)
A 6 1 K	36/23	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 K	31/60	(2006.01)
A 6 1 Q	19/00	(2006.01)
A 6 1 K	8/97	(2017.01)

【F I】

A 6 1 K	35/78	Q
A 6 1 K	35/78	N
A 6 1 K	45/00	
A 6 1 K	31/60	
A 6 1 Q	19/00	
A 6 1 K	8/97	

【手続補正書】

【提出日】平成29年8月31日(2017.8.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

微生物の感染を阻害するためのプレクトランサスアンボイニクス((Plectranthus amboinicus)(Lour.) Sprng.)抽出物を調製するための方法であって、プレクトランサスアンボイニクスの植物または乾燥粉末を溶媒中に抽出して粗抽出物を取得し、得られた前記粗抽出物を少なくとも50%のアルコール溶液により溶出することを含む方法。

【請求項2】

前記プレクトランサスアンボイニクス抽出物が、プレクトランサスアンボイニクスの植物または乾燥粉末を溶媒中に抽出して粗抽出物を取得し、得られた前記粗抽出物を50%~95%のアルコール溶液で溶出して取得される第1抽出物と、プレクトランサスアンボイニクスの植物または乾燥粉末を溶媒中に抽出して粗抽出物を取得し、得られた前記粗抽出物を70%~95%のアルコール溶液で溶出して取得される第2抽出物の組み合わせである、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

酢酸エチルで抽出する工程をさらに含む、請求項1に記載の方法。

【請求項4】

前記プレクトランサスアンボイニクス抽出物が、プレクトランサスアンボイニクスの植物または乾燥粉末を溶媒中に抽出して粗抽出物を取得し、得られた前記粗抽出物を50%~95%のメタノールまたはエタノール溶液で溶出した後、酢酸エチルで溶出して取得さ

れる、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 5】

前記プレクトランサスアンボイニクス抽出物が、プレクトランサスアンボイニクスの植物または乾燥粉末を溶媒中で抽出して粗抽出物を取得し、得られた前記粗抽出物を 70 % ~ 95 % のメタノールまたはエタノール溶液で溶出した後、酢酸エチルで溶出して取得される、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 6】

前記アルコール溶液が 50 % ~ 95 % のアルコール溶液である、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 7】

前記アルコール溶液が 70 % ~ 95 % のアルコール溶液である、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 8】

前記アルコール溶液がメタノールまたはエタノール溶液である、請求項 1 ~ 3、6 および 7 のいずれか一項に記載の方法。

【請求項 9】

前記溶媒が 95 % のエタノール溶液である、請求項 1 ~ 8 のいずれか一項に記載の方法。

【請求項 10】

請求項 1 ~ 9 のいずれか一項に記載の方法を使用して調製される、微生物の感染を阻害する抽出物。

【請求項 11】

請求項 10 に記載の微生物の感染を阻害する抽出物を含む、薬剤組成物。

【請求項 12】

前記微生物が細菌である、請求項 11 に記載の薬剤組成物。

【請求項 13】

前記細菌がプロピオニバクテリウム属菌種 (*Propionibacterium* sp.)、スタフィロコッカス属菌種 (*Staphylococcus* sp.) またはシードモナス属菌種 (*Pseudomonas* sp.) である、請求項 12 に記載の薬剤組成物。

【請求項 14】

前記細菌がニキビ菌 (*Propionibacterium acnes*)、黄色ブドウ球菌 (*Staphylococcus aureus*) および緑膿菌 (*Pseudomonas aeruginosa*) から構成される群より選択される、請求項 13 に記載の薬剤組成物。

【請求項 15】

前記組成物が外用薬、化粧品、または洗浄剤の形態で調製される、請求項 11 ~ 14 のいずれか一項に記載の薬剤組成物。

【請求項 16】

前記組成物が、尋常性座瘡の処置または予防に有効である、請求項 11 ~ 15 のいずれか一項に記載の薬剤組成物。

【請求項 17】

前記組成物が、抗微生物剤、抗炎症剤、洗浄またはスキンケア成分、あるいはそれらの組合せを組合せて成る、請求項 11 ~ 16 のいずれか一項に記載の薬剤組成物。

【請求項 18】

前記組成物がさらに、ツボクサ (*Centella Asiatica*) 抽出物を含む、請求項 11 ~ 17 のいずれか一項に記載の薬剤組成物。

【請求項 19】

前記組成物がさらにサリチル酸を含む、請求項 11 ~ 17 のいずれか一項に記載の薬剤組成物。

【手続補正2】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0015**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0015】**

本発明の特定の一実施形態において、前記組成物はプレクトランサスアンボイニクス抽出物とツボクサ(Centella Asiatica)抽出物及び／またはサリチル酸の組み合わせを含む。前記組成物は外用薬、化粧品、または洗浄剤の形態で調製することができる。

【手続補正3】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0016**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0016】**

以下の説明と好ましい実施例の図面を通じて、本発明の上述及びその他の側面がより明確になるであろう。本発明に対する変更や修飾が可能であるが、それらは本発明において開示される新しい創作の要旨と範囲を逸脱しない。

【手続補正4】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0018**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0018】**

本明細書において使用される「ある」、「その」等の冠詞(the singular forms "a", "an", and "said")には、「1つ以上」の複数の指示対象も含まれる。即ち、例えば「(ある)部材(component)」と言う場合には、こうした当業者に公知の部材及びその等価物が複数ある場合も含まれる。

【手続補正5】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0023**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0023】**

本明細書において使用される用語「処置」("treating")は、特定の感染、ケガ、疾病、疾患、病気の予防、または特定の感染、ケガ、疾病、疾患、病気に関連する症状の軽減、及び／または予防的処置であると特に記載がある場合、前記症状の予防または排除を含むことができる。本明細書において「処置(する)」("Treating")と「処置」("treatment")は同じ意味で使用される。

【手続補正6】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0028**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0028】**

本発明において、プレクトランサスアンボイニクス抽出物はプレクトランサスアンボイニクスの植物または乾燥粉末を溶媒中で抽出して粗抽出物を取得し、得られた粗抽出物をアルコール溶液により溶出して取得される。前記植物の粗抽出物は、例えば、95%エタノール溶液などのアルコール溶液を含むがこれに限らない、溶媒中の抽出など、任意の

既知の方法によって取得することができる。本発明によれば、溶出のための前記アルコール溶液は、メタノールまたは好ましくはエタノールとすることができます。別の実施形態において、前記の方法はさらに、得られた粗抽出物を50%以上、好ましくは50%~95%、より好ましくは70%~95%の濃度のアルコール溶液により溶出する工程を含む。本発明の一実施形態において、前記アルコール溶液はメタノールまたはエタノール溶液である。特に、前記プレクトランサスアンボイニクス抽出物は米国特許出願第13/680689において言及されるとおりに作製することができ、その全内容はここに出典明示により、包含させる。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0029

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0029】

本発明によると、本発明の前記組成物はさらに別の抗微生物剤、抗炎症剤、洗浄またはスキンケア成分、あるいはそれらの組み合わせを含むことができる。前記組成物は外用薬、化粧品、または洗浄剤の形態で調製することができる。一実施形態において、前記組成物はさらにツボクサ抽出物、または/およびサリチル酸を含むことができる。一般的に使用されるピークルまたは担体を任意の既知の技法により添加することができる。また、本発明の組成物の有効量は、薬学的に許容されるピークルまたは担体を添加して、製剤の領域で一般的に使用される技法やメソッドに基づき薬剤に調製することができる。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0031

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0031】

したがって、本発明は尋常性座瘡の処置または予防のための組成物または方法を提供し、そのうち、前記組成物は外用製剤の形態であり、前記プレクトランサスアンボイニクス抽出物と、選択的にツボクサ抽出物を含む。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0033

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0033】

50%~95%エタノール溶液でのプレクトランサスアンボイニクス(Loour.)Spreng抽出物の作製

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0037

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0037】

70%~95%エタノール溶液で溶出したプレクトランサスアンボイニクス(Loour.)Spreng抽出物の作製

【手続補正11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0040

【補正方法】変更

【補正の内容】**【0040】**

微生物感染は尋常性座瘡の過程で重要な役割を果たし、中でもニキビ菌と黄色ブドウ球菌が最も重大かつ最も一般的な影響力を持つ。この実験では、ニキビ菌と黄色ブドウ球菌を利用して本発明のプレクトランサスアンボイニクス(Lour .) Spreng 抽出物と、それを使用して調製した組成物の細菌阻害能力を評価した。

【手続補正12】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0043****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0043】**

実験の結果に基づき、本発明によるプレクトランサスアンボイニクス抽出物と D o u - c o n 製剤のいずれもニキビ菌と黄色ブドウ球菌を含むにきびによる細菌染色の全増殖を阻害する効果があると結論付けられる。

さらに、本願発明は次の態様を含む。

項1. 微生物の感染を阻害する薬剤製造のためのプレクトランサスアンボイニクス((*Plectranthus amboinicus*)(Lour .) Spreng)抽出物の使用であって、前記プレクトランサスアンボイニクス抽出物が、プレクトランサスアンボイニクスの植物または乾燥粉末を溶媒中で抽出して粗抽出物を取得し、得られた前記粗抽出物を濃度が少なくとも50%のアルコール溶液により溶出して取得される、使用。

項2. 前記微生物が細菌である、項1に記載の使用。

項3. 前記細菌が、プロピオニバクテリウム属菌種(*Propionibacterium* sp.)、またはスタフィロコッカス属菌種(*Staphylococcus* sp.)、あるいはシュードモナス属菌種(*Pseudomonas* sp.)である、項2に記載の使用。

項4. 前記細菌が、ニキビ菌(*Propionibacterium acnes*)、黄色ブドウ球菌(*Staphylococcus aureus*)および緑膿菌(*Pseudomonas aeruginosa*)から構成される群より選択される、項2に記載の使用。

項5. 前記アルコール溶液が、50%~95%のアルコール溶液である、項1に記載の使用。

項6. 前記アルコール溶液が、メタノールまたはエタノール溶液である、項5に記載の使用。

項7. 前記アルコール溶液が、70%~95%のアルコール溶液である、項1に記載の使用。

項8. 前記アルコール溶液が、メタノールまたはエタノール溶液である、項7に記載の使用。

項9. 前記溶媒が95%のエタノール溶液である、項1に記載の使用。

項10. 前記プレクトランサスアンボイニクス抽出物が、プレクトランサスアンボイニクスの植物または乾燥粉末を溶媒中で抽出して粗抽出物を取得し、得られた前記粗抽出物を50%~95%のアルコール溶液で溶出して取得される第1抽出物と、プレクトランサスアンボイニクスの植物または乾燥粉末を溶媒中で抽出して粗抽出物を取得し、得られた前記粗抽出物を70%~95%のアルコール溶液で溶出して取得される第2抽出物の組み合わせである、項1に記載の使用。

項11. 前記溶媒が95%のエタノール溶液である、項10に記載の使用。

項12. 前記アルコール溶液が、メタノールまたはエタノール溶液である、項10に記載の使用。

項13. 前記プレクトランサスアンボイニクス抽出物が、酢酸エチルで溶出する工程をさらに含む方法により取得される、項1に記載の使用。

項 1 4 . 前記プレクトランサスアンボイニクス抽出物が、プレクトランサスアンボイニクスの植物または乾燥粉末を溶媒中で抽出して粗抽出物を取得し、得られた前記粗抽出物を 50 % ~ 95 % のメタノールまたはエタノール溶液で溶出した後、酢酸エチルで溶出して取得される、項 5 に記載の使用。

項 1 5 . プレクトランサスアンボイニクス抽出物が、プレクトランサスアンボイニクスの植物または乾燥粉末を溶媒中で抽出して粗抽出物を取得し、得られた前記粗抽出物を 70 % ~ 95 % のメタノールまたはエタノール溶液で溶出した後、酢酸エチルで溶出して取得される、項 7 に記載の使用。

項 1 6 . 前記組成物が外用薬、化粧品、または洗浄剤の形態で調製される、項 1 に記載の使用。

項 1 7 . 前記組成物が、尋常性座瘡の処置または予防に有効である、項 1 に記載の使用。

項 1 8 . 前記組成物が、抗微生物剤、抗炎症剤、洗浄またはスキンケア成分、あるいはそれらの組み合わせを組み合わせて成る、項 1 7 に記載の使用。

項 1 9 . 前記組成物がさらに、ツボクサ (C e n t e l l a A s i a t i c a) 抽出物を含む、項 1 7 に記載の使用。

項 2 0 . 前記組成物がさらにサリチル酸を含む、項 1 7 に記載の使用。